

国際的・地域的な取組

- 第1章 国際連合における取組
 - 第1節 国際連合における議論
 - 第2節 総会（第一委員会）
 - 第3節 安全保障理事会
 - 第4節 国連軍縮諮問委員会
 - 第5節 国連軍縮会議

- 第2章 ジュネーブ軍縮会議（CD）における取組
 - 第1節 概要
 - 第2節 ジュネーブ軍縮会議（CD）の停滞問題と打開への努力

- 第3章 G8 における取組

- 第4章 地域的取組
 - 第1節 地域的枠組み
 - 第2節 アジア不拡散協議（ASTOP）

第1章 国際連合における取組

第1節 国際連合における議論

国際連合は、1945年の創立以来、国連憲章第11条（国連総会が、軍縮について審議し、加盟国もしくは安全保障理事会に勧告を行うことを規定）等に基づき、軍縮問題についても積極的に取り組んできた。

冷戦時代は、非同盟諸国のイニシアティブによって、1978年、1982年、1988年と計3回の国連軍縮特別総会が開催されるなどの動きはあったものの、全体としては国連を通じた具体的な軍縮・不拡散上の成果は限定的であり、むしろ二国間又は地域的な枠組みを通じて主要な軍縮の合意が形成されてきた。

他方、国連は基本的に総会における議論及び決議の採択という形で軍縮に関与してきている。これらの議論や決議は、その時々国際情勢、安全保障環境の中で国際社会の軍縮・不拡散問題についての関心や考えを反映したものであり、中長期的にみれば、これらの問題についての国際世論の形成に大きな役割を果たしてきた。

冷戦終焉後は、国連軍備登録制度の設置（1991年）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の国連総会における採択（1996年）、国連小型武器行動計画の採択（2001年）、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（仮称）」の採択（2005年）等、国連総会の場を通じて軍縮・不拡散の具体的な成果が上げられている他、安全保障理事会も1992年1月に軍縮・不拡散の重要性を強調する議長声明を発出した他、2004年4月には不拡散に関する決議1540を採択している。

第2節 総会（第一委員会）

国連において軍縮・不拡散分野の問題は、主にすべての加盟国が参加できる総会の中で軍縮・国際安全保障関係のテーマを議論する「第一委員会」において行われている。そのほか、総会の枠外で特定の問題をその都度重点的に取り上げて議論する「[国連軍縮委員会（UNDC）](#)」も存在する。

1. 第一委員会

従来、国連総会の第一委員会においては、軍縮問題が、政治、安全保障、技術の問題等と一緒に議論されていたが、1978年の第1回国連軍縮特別総会は、「総会の第一委員会は、軍縮問題及び関連する国際安全保障問題のみを取り扱う」旨の決定を行い、以降第一委員会では主として軍縮・国際安全保障問題が議論されてきている。この委員会は、毎年秋の国連総会一般討論後、約5週間の会期で開催される。

第一委員会では毎年数多くの軍縮関連の決議が採択され、国際的な気運を高めたり、方向性を示す上で役割を果たしている。また、その動向は軍縮・不拡散の流れを見極める上で極めて重要である。日本も毎年、この分野における重要事項の決議案を提出している。

具体的には、核軍縮について、1994年から1999年まで「究極の核廃絶決議案」を提出し、2000年以降には、2000年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の成果を踏まえて、全面的核廃絶に至るまでの具体的道すじを示した決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出した。2005年には、5月NPT運用検討会議の決裂、9月国連首脳会合成果文書における軍縮・不拡散への言及の欠如を踏まえて、新たに「核兵器の全面的廃絶への新たな決意」決議案を提出し、国際社会より変わらぬ圧倒的支持（国連総会本会議において168カ国の賛成により採択）を得た。

また、日本は、小型武器問題について国際社会で本格的に提起された1995年からほぼ毎年、小型武器に関する決議案を提出している。2005年の決議案は、2006年に開催される履行検討会議の成功への貢献と行動計画の全面実施へのあらゆる努力を加盟国に呼びかけると共に、2005年6月に交渉が妥結したトレーシング国際文書の実施をすべての国に呼びかけるもので、日本は南アフリカ、コロンビアと共同提案し、コンセンサスにより採択された。

2. 国連軍縮委員会（UNDC）

国連は、軍縮問題について研究・勧告を行う目的で、当初「原子力委員会」と「通常軍備委員会」の2つの委員会を設置した。その後、1952年の第6回国連総会において、両者の業務を統合し、新たな軍縮交渉を行う機関として「国連軍縮委員会（UNDC）」が設置された。この委員会は、軍縮問題で見べき成果を上げることができず、長い間休眠状態にあったが、1978年の第1回国連軍縮特別総会において、この委員会を改編し、すべての国連加盟国が参加する国連総会の補助機関として、現在の国連軍縮委員会を設立することが決定された。

国連軍縮委員会は、その翌年の1979年より毎年、4～5月の時期に約3～4週間の会期でニューヨークにて議論を行っており、慣行として、同一の議題を3年間継続して扱う。1997年から1999年まで3年間継続して論じられた議題は、「非核兵器地帯」、「第4回軍縮特別総会」及び「実際の軍縮」の3つであった。

2000年から2003年までは、新しく「核軍縮プロセスを進めるための方法と措置」及び「通常兵器の分野における実効的な信頼醸成措置」の2つの議題が取り上げられたが、参加国間での合意が達成されず、作業文書は採択されなかった（2002年は例外的に未開催）。

2004年からは新たな議題で議論が行われる予定であったが、2004年、2005年とも議題について合意が得られないまま会期が終了した。

第3節 安全保障理事会

軍縮・不拡散の問題は、国際の平和と安全に第一義的な責任を負う機関である安全保障理事会においても取り上げられてきている。

NPTが成立した1968年には、いわゆる「積極的安全保証」(核兵器の使用の犠牲になったか、或いはその威嚇を受けている非核兵器国に対して積極的に援助を与えること)に関する安保理決議255が採択されている。また、NPT交渉過程から非核兵器国により問題提起され続けてきたいわゆる「消極的安全保証」(核兵器国が非核兵器国に対して核兵器を使用しない、又は使用すると威嚇を行わないこと)に関する安保理決議984は、1995年に採択されている。

米ソ超大国間の核による対立の恐怖が終了した冷戦後の1992年1月には、軍縮・軍備管理・不拡散に関して安保理議長声明が発出されている。この声明では、軍縮、軍備管理及び不拡散における進展が国際の平和と安全の維持に果たす決定的な役割を再確認し、大量破壊兵器の拡散は国際の平和と安全に対する脅威であるとしている。また、安保理理事国は、大量破壊兵器の研究や製造に関連する技術の拡散を防止し、この目的のために適切な行動をとるよう努めることにコミットしている。

安保理は、2004年4月に、不拡散に関する安保理決議1540を全会一致で採択した。これは、ブッシュ米大統領が、2003年9月の国連総会一般討論演説において採択を呼びかけ、2004年2月に行った不拡散に関する演説において改めて早期採択を求めていたものである。決議の主な内容は、(1)大量破壊兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送等又は使用を試みる非国家主体に対し、すべての国がいかなる形態の支援を提供することも差し控えることを決定、(2)非国家主体が、特にテロの目的で、大量破壊兵器等を製造、取得、所持、開発、輸送等又は使用すること及びそうした活動に関与、共犯として参加、支援又は資金提供することを禁じる適切で効果的な法律をすべての国家が採択・執行することを決定、(3)大量破壊兵器等の拡散を防止するため、関連物資等に対する国内管理を確立するための効果的な措置を全ての加盟国がとることを決定し、物理的防護措置、国境管理、法執行措置、厳格な輸出管理を策定、維持することを決定するものである。この決議に基づき、安保理の下に委員会(通称「1540委員会」)が設置され、すべての国連加盟国が、本件決議の実施につき報告することが定められた。また、自国領域内においてこの決議の条項を実施するにあたり法令整備・法執行体制等が欠けている国からの要請に応え、適切な支援を提供するよう各国に呼びかけている。

日本は、安保理決議1540に基づき、決議の実施に関して日本が取った措置を1540委員会に報告するとともに、安保理決議1540を各国が完全に実施するよう呼びかけ、そのために必要な支援を行う用意がある旨表明してきている。

安保理は、上記のように、安全の保障や軍縮・不拡散一般に関する決議・議長声明を発出してきているが、これらとは別に、個別の地域問題についても、決議や議長声明を発出

してきている（「第2部 地域の不拡散問題と日本の取組」参照）。

第4節 国連軍縮諮問委員会

国連軍縮諮問委員会は、国連事務総長の諮問機関であり、軍縮問題一般につき事務総長に直接助言を行う。例えば、1998年、国連は機構改革の一環として、政務局内の軍縮センターを軍縮局という独立の局に格上げしたが、これはこの委員会の勧告に基づいた措置であった。また、ジュネーブの国連軍縮研究所（UNIDIR）の運営を監督する理事会としての機能も併せ持つ。2003年5月、日本より、阿部信泰駐サウジアラビア大使（当時）が軍縮局長に任命された（2006年1月退任）。

この委員会の沿革は、1978年の第1回国連軍縮特別総会でワルトハイム国連事務総長（当時）が行った提案に基づき、事務総長の下に30人の有識者より構成される軍縮諮問委員会が設置されたことに始まる。当時の委員会は、計7回の会合を開催して1981年にその任務を終了したが、1982年、第37回国連総会決議（37/99K）によって同委員会の復活が決定され、現在に至っている（1989年に現在の名称に改定）。

この委員会は、毎年2回、ニューヨークとジュネーブで会合を開催している。メンバーについては、個人の識見を基礎とし、公平な地域代表の原則を考慮して事務総長が任命する委員から構成されることとなっており、委員数は約20名である。委員は個人の資格で任命される。日本からは、1992年から1998年まで堂之脇光朗元軍縮大使が、1999年から2002年まで田中義具外務省参与（元軍縮代表部大使）（当時）が、2003年からは猪口邦子軍縮代表部大使（当時）が委員を務めた。2005年6月下旬～7月上旬に開催された第45回国連軍縮諮問委員会では、主に、「大量破壊兵器及び通常兵器分野での地域的取組」、「軍縮関連機関のレビュー」の2分野に関して議論が行われた。

第5節 国連軍縮会議

国連軍縮会議は、アジア・太平洋地域において、軍縮問題に対する意識を高め、また、互いに国交のない国も含めて、軍縮・安全保障に関する対話を行う場を提供するという観点から、1989年より基本的に毎年2回（うち1回は日本）で開催されている。これは、1988年に設置された国連アジア太平洋平和軍縮センター（当初はアジア平和軍縮センター）の主催である。この会議では、国連総会やジュネーブ軍縮会議など、各国政府代表で構成される通常の軍縮会議のように条約交渉や決議、アピールを行うのではなく、世界各国の政府高官や軍縮問題の専門家などが、個人の資格で参加し、毎回のテーマに沿った討議を行っている。

国連軍縮会議は、1988年の第3回国連軍縮特別総会において、竹下内閣総理大臣（当時）より、国連主催の軍縮会議を日本で開催する用意があると表明したことを受けて、

1989年以來毎年、日本政府の後援の下で、日本国内の地方都市で開催されている。これは、日本の軍縮に対する積極的な姿勢を国内外にアピールする良い機会となるとともに、この種の会議を全国の様々な都市で開催することにより、軍縮問題に対する日本国民の関心を高め、またこのような国民の関心に応えていくことに寄与する効果もあることが期待されている。これまで、広島、長崎をはじめとして、京都、仙台、札幌、秋田、金沢、大阪で開催されており、2005年は、8月17日から19日まで京都市で開催された。また、毎年、政府の代表が出席し、会議の冒頭に演説を行っている。



国連軍縮京都会議
(2005年8月)

第2章 ジュネーブ軍縮会議（CD）における取組

第1節 概要

1. 設立の経緯

冷戦期、国連を中心とした軍縮努力がなかなか進展しない中、1959年9月、米国、英国、フランス、ソ連の4カ国共同コミュニケにより、国連の枠外の軍縮交渉の場として「10カ国軍縮委員会」がジュネーブに設置された。この委員会には東西両陣営より5カ国ずつが参加したが、その後、非同盟諸国8カ国を加えた「18カ国軍縮委員会」（1962年～1969年）、「軍縮委員会会議」（1969年～1978年。メンバー国は最多時で31カ国）を経て、1978年の第1回国連軍縮特別総会の決定を受けて「軍縮委員会」（加盟国40カ国）に改組され、1984年に名称のみが変更されて現在のジュネーブ軍縮会議（CD）となった。



ジュネーブ軍縮会議 会議場
（2003年9月、川口外務大臣（当時）出席）

2. 活動の態様とこれまでの成果

CDの現在の加盟国は65カ国であり、先進国7カ国（G7）諸国をはじめとする西側グループ（25カ国）、ロシアを中心とする東側グループ（6カ国）及び途上国等からなるG21（33カ国）グループの3つのグループ、さらにいずれのグループにも属さない中国により構成される。日本は1969年以來の加盟国であり、西側グループの一員となっている。会議事務局はジュネーブの国連欧州本部に置かれており、2

～3カ月間の会期が年に3回開催される。CDでは、意思決定は手続事項も含めてすべてコンセンサスで行われている。

CDは軍縮に関する多数国間の「交渉」を行う唯一の機関であり、この点で、国連総会の下にある軍縮「審議」機関である国連軍縮委員会とは性格を異にしている。

CDあるいはその前身の機関においては、重要な軍縮・不拡散に関する条約が審議・作成されてきた。例えば、部分的核実験禁止条約（PTBT、1963年採択）、核兵器不拡散条約（NPT、1968年採択）、生物兵器禁止条約（BWC、1971年採択）、化学兵器禁止条約（CWC、1992年採択）、包括的核実験禁止条約（CTBT、1996年採択）などが挙げられる。

第2節 ジュネーブ軍縮会議（CD）の停滞問題と打開への努力

1. 概観

CDは軍縮に関する唯一の多数国間交渉機関であり、国際社会の軍縮努力がこの場で結実していくことが期待されており、日本が軍縮外交を推進していく上でも極めて重要な位置を占める。しかしながら、CDでは、1996年に包括的核実験禁止条約（CTBT）を作成して以降、実質的な交渉や議論は行われていない。また、毎年採択されるべき年間の作業計画も、1998年に採択されて以降（ただし、第3会期の末に採択されたこともあり実質的な交渉は行われなかった）、参加国の立場の違いが収斂せず、合意・採択に至っていない。日本が重視している兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT、いわゆるカットオフ条約。本編第3部第4章参照）についても、1995年NPT運用検討・延長会議及び2000年NPT運用検討会議にて採択された文書（1995年運用検討会議文書「不拡散及び軍縮のための原則と目標」、2000年運用検討会議最終文書パート）にて条約交渉の早期開始が奨励され、多くの国が条約交渉開始の必要性を主張しているにも関わらず、未だに交渉が開始されていない。

このようにCDが停滞している主な原因として、「宇宙空間における軍備競争の防止」（PAROS）や核軍縮等の案件をCDでどのように扱うかをめぐる関係国間の対立があった。具体的には、PAROSの交渉をカットオフ条約交渉と同時に開始すべしとする中国と、PAROSについては、交渉は不要であり、むしろ信頼醸成措置に関する議論を行うべきと主張する米国との対立が大きな要因となってきた。また、ロシアも、PAROSとカットオフ条約を結びつけることはしないものの、PAROSについての交渉開始を重視する立場をとってきた。

このような状況の中、CD議長経験者を中心とした5カ国の大使（アルジェリア、ベルギー、チリ、コロンビア、スウェーデン）が、CDにおける実質的な交渉の早期再開に向け、カットオフ条約やPAROSの扱いを含む「作業計画」案（注：いわゆる「5大使提案」。作業計画のベースとして、核軍縮、カットオフ条約、PAROS、

消極的安全保証の4つの事項に関する特別委員会の設置と各特別委員会の任務などを規定)を起草し、2003年第1会期に正式に提案した。この「5大使提案」を巡っても、上述のPAROSを巡る各国の立場の相違等から、当初協議は難航したが、2003年6月にまずロシアが柔軟な姿勢を見せ、8月には中国及びロシアが「5大使提案」に若干の修正を加えた「5大使提案修正版」を受け入れることを表明した。しかしながら、米、仏といった主要国を始めとした各国の立場を収斂することはできず、2003年会期においても作業計画は採択されなかった。

2004年には、同年第3会期に、それまで作業計画に関する立場を明確にしてこなかった米が、CD本会議の場にて、CDにおいて法的拘束力のあるカットオフ条約の交渉を開始すべきとの立場を正式に表明した。これにより、CDにおいて作業計画合意に向けた気運が盛り上がったが、2004年CD第3会期終了までに残された時間が僅かであったこともあり、2004年会期内に作業計画に合意することはできなかった。

2005年についても第1・第2会期において、各議長を中心として作業計画合意のための努力がなされたが、第2会期終了時点で合意は形成されなかった。

2. 日本の取組

日本は、軍縮会議の議題としては、カットオフ条約交渉の早期開始を優先事項と考えており、CDの停滞状況を打開すべくカットオフ条約の作業文書を提出する等、様々な外交努力を展開してきている。

カットオフ条約の実質的討議を促進するための一連の取組をはじめ、日本がCD議長(猪口軍縮代表部大使(当時)が就任)を務めた2003年第3会期(8月18日~12月31日)においては、作業計画の合意に向け、加盟国間の意見の調整をはじめとする積極的な取組を行った。特に、2003年9月、川口外務大臣(当時)がCDに出席の上、日本の軍縮・不拡散政策を包括的かつ具体的に訴えるとともに、CDにおける実質的交渉の早期開始、会議停滞状況の早期打開を呼びかける内容の演説を行い、軍縮会議を重視する姿勢を示したことは重要であった。

2005年3月には、小野寺外務大臣政務官(当時)がCDに出席し、CDの活性化と必要性及びカットオフ条約交渉早期開始の重要性を訴える演説を行った。

日本は、今後ともCDにおける作業計画の採択、カットオフ条約交渉の早期開始に向け更なる外交努力を行っていく考えである。

第3章 G8 における取組

国際社会が直面する最も重要な課題について、主要先進国が一致して具体的行動をとるために首脳間で話し合うための場である G8 において、近年、軍縮・不拡散の問題に大きな重要性が与えられている。

2001年9月11日の米国同時多発テロ事件により、大量破壊兵器の拡散、中でも大量破壊兵器とテロとの結びつきは、国際社会における最大の脅威として受け止められるようになった。このような認識を反映して、2002年のカナナスキス・サミット以来、不拡散に関する独立の文書が G8 の場で採択されてきている。カナナスキス・サミットでは、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対する G8 グローバル・パートナーシップ」関連文書（「声明」、「指針」、「原則」）（第3部第8章第2節参照）、2003年のエビアン・サミットでは「大量破壊兵器の不拡散：G8 宣言」及び「大量破壊兵器の不拡散 放射線源の安全確保について：G8 声明」、「大量破壊兵器の不拡散 放射線源の安全確保について：G8 行動計画」、「交通保安及び携帯式地对空ミサイル（MANPADS）の管理強化：G8 行動計画」、2004年のシーアイランド・サミットでは「不拡散に関する G8 行動計画：G8 声明」、2005年のグレンイーグルズ・サミットでは「不拡散に関するグレンイーグルズ声明：G8 声明」が採択された。

米国同時多発テロ以降のこれらのサミット文書を概観すると、NPT、IAEA 包括的保障措置協定及び追加議定書、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約等既存の多数国間軍縮・不拡散条約の普遍化・機能強化という従来からのアプローチに加え、拡散懸念国やテロリストに大量破壊兵器及び関連物質が渡ることを防ごうとする試み（G8 グローバル・パートナーシップ、PSI、濃縮・再処理の機材・技術の移転制限）や携帯式地对空ミサイル、放射線源（注：医療用に用いられるアイソトープ等）といったテロリストが入手しやすいもので特に危険性の高い武器及び物質の規制を強化しようとする試みに大きな比重が与えられており、G8 として国際社会の直面する新たな脅威に如何にして立ち向かうかを追求する姿勢が鮮明になっている。

特に、2004年のシーアイランド・サミットにおいて採択された「不拡散に関する G8 行動計画」は、軍縮・不拡散関連条約の普遍化、国内実施体制整備や法執行能力向上等の支援、不拡散に関する安保理決議 1540 の完全履行、濃縮・再処理の機材・技術の移転制限、IAEA 追加議定書の普遍化、IAEA の機能強化、PSI の強化、北朝鮮及びイラン等の地域の核問題への対処、G8 グローバル・パートナーシップの取組の継続、生物テロに対する防衛、化学兵器の拡散への対処、原子力の安全とセキュリティ等の大量破壊兵器に関連する問題に関して国際社会が取り組むべき課題と方策を包括的かつ具体的に提示し、実行することに合意している。2005年のグレンイーグルズ・サミットで採択された「不拡散に関

する「グレンイーグルズ声明」は、シーアイランド・サミットの「不拡散に関する G8 行動計画」で謳われている多くの方策に引き続き焦点を当てるとともに、2005 年 5 月の NPT 運用検討会議の決裂を受け、NPT の 3 本の柱（軍縮、不拡散、原子力の平和的利用）全てに対するコミットメントの再確認を行い、NPT 運用検討会議においてコンセンサスが達成されなかったことへの遺憾の表明を行っている。

また、グレンイーグルズ・サミットの外相会合議長国声明は、北朝鮮の大量破壊兵器関連活動に対し深い懸念を示し、また、イランの核問題に関しては同国との間で EU3（英、仏、独）が進めている協議への完全な支持を強調しつつ、大量破壊兵器以外にも、紛争及び不安定地域における通常兵器の拡散に対処する上で、政府の責任についての共通の認識を作り出すことが重要な一歩であると表明している。



G8 グレンイーグルズ・サミットに臨む小泉総理大臣
（2005 年 7 月、G8 首脳集合写真、提供：内閣広報室）

第4章 地域的取組

第1節 地域的枠組み

大量破壊兵器等の拡散という問題は、種々の地域的な政策協調の枠組みにおいても高い優先順位を付されている。アジアにおいても、アル・カーイダやジスマ・イスラミーヤ（JI）等国際テロ組織と連携したテロリストによるテロ事件が発生しており、テロリストと大量破壊兵器の結びつきは重大な脅威と認識されるようになった。また、不正な調達者は、迂回輸出等しばしば域内複数国にまたがった調達活動を行っており、このような拡散を防止するためには域内国の協力が不可欠である。さらに、技術的・経済的進歩に伴って、アジア諸国の中には機微な資機材の供給能力を獲得する国も現れており、これらの国を国際的不拡散体制の中に取り込んでいくことは一層重要になっている。日本は、アジア輸出管理セミナーやアジア不拡散協議（ASTOP）（第2節参照）を主催し、このような拡散問題に対する地域的取組の強化を率先して進めるとともに、以下のようなアジアにおける種々の政策協調のフォーラムでこの問題を積極的に取り上げている。

2004年10月に開催されたアジア欧州会合（ASEM）第5回首脳会合（ASEM5）議長声明では、前年のASEM外相会合で発出された「大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止に関する政治宣言」に基づき、大量破壊兵器及びその運搬手段の不拡散に対するコミットメント並びにこの分野におけるASEM協力の深化への決意を再確認するとともに、多国間アプローチ及び協力を強化する必要性、並びに核兵器その他の大量破壊兵器及びその運搬手段の不拡散に関する各々の多国間制度、とりわけ国連の拡充された役割の強化の必要性を強調した。2003年12月に東京で開催された日ASEAN特別首脳会合で採択された「新千年期における躍動的で持続的な日本とASEANのパートナーシップのための東京宣言」においては、日本とASEANが大量破壊兵器、その運搬手段及びそれらの関連物資の軍縮・不拡散の分野において協力を強化することが謳われた。また、こうした基本的立場を踏まえた行動計画においては、日本とASEANが大量破壊兵器の拡散に対抗するために行動指向の措置を通じて緊密に協力することとされた。こうした文書が発出されたことは、日本とASEANが大量破壊兵器拡散問題について一致して取り組んでいく決意を示した最初のものであり、重要な一歩として評価できる。また、2003年10月7日にパリで行われたASEAN+3首脳会議においても、日本は大量破壊兵器不拡散の重要性を強調した。また、アジア太平洋地域の全ての主要国・地域が参加するアジア太平洋経済協力（APEC）は、従来経済面での活動に重点を置いていたが、2001年にテロ対策に関する首脳声明が採択された後は、APECが地域の安全保障問題にも関与するという新たな方向性を打ち出している。2004年11月18日には、APEC閣僚共同声明が採択され、引き続きテロや大量破壊兵器の拡散等の安全保障上の課題への対応をAPECの任務として取り組んでいくこと、ま

た、全ての APEC メンバーが、2005 年末までに、IAEA の追加議定書を実施し、締結し、また締結することを目標としていることを確認した。また、2005 年 11 月 16 日に採択された APEC 閣僚共同声明では、2006 年末までに国際原子力機関 (IAEA) の「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」及び「放射線源の輸出入に関するガイダンス」の実施を目指すという APEC 関係メンバーによる合意を賞賛し、携帯式地对空ミサイル (MANPADS) による民間航空への脅威を緩和するための努力を強調し、2006 年末までに国際空港において、「MANPADS 脆弱性評価」を実施すると APEC 全メンバーによる合意を歓迎した。また、アジア太平洋地域の主要国が参加する全域的な政治・安全保障の枠組みである ASEAN 地域フォーラム (ARF) において、従来より、軍縮・不拡散問題について率直な意見交換が行われるとともに、信頼醸成の促進として国連軍備登録制度への参加を奨励する等の取組が行われてきており、日本もこれを重視し積極的に参加している。2004 年 7 月第 11 回 ARF 閣僚会議において、ARF 参加メンバーに対し、各メンバーが締結している国際条約の下での不拡散に対する責務、軍縮に対する義務を遵守することを恣意する「不拡散に関する ARF 声明」が不拡散に焦点を当てた初の声明として採択された。

他の地域との間では、2004 年 6 月 22 日、第 13 回日・EU 定期首脳会議において、「軍縮・不拡散に関する日・EU 共同宣言」が発出され、互いを軍縮・不拡散分野における主要パートナーとして位置づけ、これらの取組に関して協力を深化させるとともに、主要な国際会議等の機会に緊密な政策対話を推進することを確認した。

他の地域においても大量破壊兵器の不拡散問題は高い優先順位を付されており、欧州においては、2003 年 6 月 16 日、欧州連合 (EU) 総務・対外関係理事会において、「大量破壊兵器に対する EU 戦略のための基本原則 (EU 基本原則)」及び「実施のための行動計画 (EU 行動計画)」が採択された。直後の 6 月 20 日には、EU 基本原則及び EU 行動計画を受けて「大量破壊兵器の不拡散に関する宣言 (EU 宣言)」がギリシャで開催されたテッサロニキ欧州理事会 (EU 首脳会議) で発出された。また、2004 年 6 月 26 日には、アイルランドで開催された米 EU 首脳協議にて、「大量破壊兵器の不拡散に関する宣言」が発出された。国連安保理決議 1540 に対する支持を確認し、互いを軍縮・不拡散における主要なパートナーとして位置づけ、拡散に対抗するために米国と EU が協力していくことを謳う等、欧米が協調して不拡散の脅威に対抗していく姿勢を示すものとして注目される。

(参考) 最近の中国の不拡散の取組

2002年以降、中国は、生物汎用品、化学物質、ミサイル関連物資および技術について、相次いで輸出管理法令を公布・施行した。中国による一連の輸出管理法令の制定は、同国の不拡散体制強化に向けた前向きな動きとして受け止められる。他方、これらの法令は、オーストラリア・グループ(AG)やミサイル技術管理レジーム(MTCR)の規制品目を全て網羅しているわけではない。また、2003年以降、中国企業がミサイル関連技術の拡散に関わったとの理由で米政府が制裁を発動した事案(注)もあり、厳格な輸出管理の執行が期待される。

この他、中国は、2005年9月、「中国の軍備管理、軍縮及び拡散防止努力」と題する白書を発表し、国際的な軍備管理、軍縮及び拡散防止の事業に引き続き積極的に尽力し、永続的な平和と繁栄調和の世界を作り上げるため共同して努力することを表明した。アジアの不拡散体制強化のためには中国の積極的な貢献が重要であり、日本は、大量破壊兵器およびその運搬手段の不拡散体制の強化に向けて中国と協力していく考えである。

(注) 最近米国が発動した対中企業制裁の例(制裁の内容については、米国政府機関との政府調達からの排除、米国政府からの支援停止等、個々に定めている。)

- ・ 2002年前半にイランに対し、ミサイルやWMDへの貢献をする可能性のある装置、技術等を移転したとして、中国企業5社に2年間の制裁を決定(2003年6月)
- ・ 他国に対し、ミサイル分野で実質的に貢献したとして、中国企業1社に2年間の制裁を決定(2003年7月)
- ・ イランの弾道ミサイル改良に協力をしたことを理由に、中国企業7社に制裁を決定(2004年12月)

第2節 アジア不拡散協議(ASTOP)

大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資・技術の不拡散は、テロ対策及び国際の平和と安全の確保の観点から極めて重要な課題であるにも関わらず、先進国が中心となって設立された国際的輸出管理レジーム(第6部第1章参照)の外にあるアジア諸国においては、輸出管理の強化は自由貿易の利益を阻害する、自国が大量破壊兵器関連物資供給能力を有しない等といった認識から、依然として国によってその取組にばらつきがみられる。

一方、北朝鮮やイランによる核・弾道ミサイル開発が重大な問題となっている今日、アジア諸国から懸念国を仕向地とする輸出管理を強化することは、日本のみならずアジア地域全体、ひいては国際社会の平和と安全にとって極めて重要となっている。また、2001年の米国同時多発テロを契機として、アジア諸国においてもテロ対策が強化され、対テロの観点からも大量破壊兵器不拡散の重要性が広く認識されるに至っている。さらに2002年のバリ島爆弾テロ事件等に見られるとおり、テロ対策の強化はアジア諸国自身の問題ともなっている。こうした流れの中、2003年1月、シンガポールが戦略物資管理法を施行するなど、アジア各国における不拡散のための具体的な取組も徐々に表れつつあるが、不拡散努力を通じたアジアにおける安全の確保は、一国の努力によっては十分になし得ず、アジア各国とのさらなる連携強化が急務となっている。

こうした国際環境を踏まえ、日本は、2003年11月13日、東京にて、ASEAN諸国、韓

国そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米・豪から局長級の不拡散政策担当者を招き、アジア不拡散協議（ASTOP（エーストップ））を開催した。同会合は、アジアにおける大量破壊兵器・ミサイル関連物資等の不拡散に対する取組強化・認識の向上、及び、2003年5月に発足した拡散に対する安全保障構想（PSI、第6部第3章参照）をアジア諸国に紹介し、PSIへの協力の態様等について議論することを主眼として行われたが、大量破壊兵器・ミサイルやその関連物資・技術の拡散防止が、国際社会の平和と安全に極めて重要であるとの認識が共有されたほか、参加者より、アジアにおける不拡散体制強化の方向性について様々な建設的な提案がなされるなど、活発な意見交換が行われた。

2005年2月9日、日本は第2回協議を主催（第1回参加国に加え中国が初参加。ミャンマーは国内事情により不参加）し、主として東アジアにおける大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散に関する最近の動向、不拡散体制の強化に向けた主要な取組、軍縮・不拡散関連の条約・規範の国内的履行に伴う障害とその克服のための協力について活発な議論が行われた。その結果を踏まえ、2006年2月13日、日本は第3回協議を主催（中国は不参加）し、これまでのASTOPで取り上げられた各分野における各国の取組状況を確認するとともに、不拡散体制をさらに強化するための協力のあり方等について具体的な議論が行われた。

こうした努力の結果、第1回協議以降、各国の不拡散分野での取組、特に追加議定書の締結やPSIの分野での取組が着実に進展している点が確認されるとともに、こうした取組に関する経験が他の参加国と共有されることで、これらの分野における理解が増進され、今後の積極的な取組を促進する効果が生まれた。また、アジア各国が不拡散に関する措置を国内的に実施していくために必要な支援や協力の内容が明らかになり、今後の具体的協力の方向性が明確に示される等の成果があった。



第3回ASTOPにて冒頭挨拶を行う金田外務副大臣
（2006年2月 於：東京）